

意見書案第4号

義務教育に係る国による財源確保と、35人以下学級の着実な実施・進行を図り、教育の機会均等と水準の維持・向上並びに行き届いた教育の保障に関する意見書

このことについて、綾瀬市議会会議規則第14条第1項の規定により、次のとおり提出する。

令和2年9月28日提出

提出者	綾瀬市議会議員	安藤	多恵子
賛成者	同	三谷	小鶴
	同	比留川	政彦
	同	武藤	俊宏
	同	金江	大志
	同	畑井	陽子

義務教育に係る国による財源確保と、35人以下学級の着実な実施・進行を図り、教育の機会均等と水準の維持・向上並びに行き届いた教育の保障に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、地方自治体の財政を圧迫している。子供たちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられる環境を整えるには、義務教育費国庫負担制度を存続・拡充するとともに、義務教育教科書無償制度を堅持する必要がある。

学校現場の課題が複雑化・困難化する中で、子供たちの豊かな学びと育ちを実現させるためには、十分に授業の準備を行わなければならない。多くの教職員が月80時間以上の時間外労働に従事している実態が明らかになっている。未来を担う子供たちを育む本市の学校現場においても、子供と向き合う時間を確保するために教職員定数改善は欠かせない。

よって、国においては、地方教育行政の実情を十分に認識し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 教育の機会均等、水準の維持・向上、無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を存続・拡充させるとともに、学校事務職員・学校栄養職員をその対象から外さないこと。また、義務教育教科書無償制度を継続すること。
- 2 行き届いた教育を実現するために、学級編制標準の見直しや教職員の定数改善、35人以下学級の着実な実施・進行、教職員の長時間労働是正など、教育環境を整備するための予算を確保・拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月28日

綾瀬市議会議長 松澤 堅二

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣
文部科学大臣 あて

(提案理由)

義務教育費国庫負担制度を存続・拡充し、義務教育教科書無償制度を継続するとと

もに、行き届いた教育を実現するための予算を確保・拡充することを求め、国会及び政府関係機関に意見書を提出いたしたく提案するものであります。